

2024年12月2日(月)から救急搬送における 選定療養費の徴収が始まりました

救急搬送の原則

救急車の要請があれば、救急隊は今後も搬送を断りません

救急の現状

- 救急搬送件数は過去最多
▶ **6割以上が大病院に集中、
半数は軽症**
- 2024年4月から医師の働き方
改革が開始
▶ **救急現場は更にひっ迫**

救急車を呼んだ時の緊急性が 認められない場合のみ

⇒ 対象となる大病院において**選定療養費**が徴収されます

★ 明らかに緊急性が認められない例

① 軽い切り傷のみ ② 軽い擦り傷のみ

詳しくは
こちら▶



※ 診断時に軽症でも救急車要請時の緊急性が認められる場合は徴収されません
(例) 熱中症、小児の熱性けいれん、てんかん発作 など

救急車の
有料化では
ありません！

あらためて
県民の皆さまへ

- ① 命に関わるような**緊急時は、迷わず救急車**を呼んでください
- ② 救急車を呼ぶか**迷ったら、救急電話相談**へご相談ください

茨城県

救急電話相談

相談
受付

24時間365日 [相談無料]



おとな
(15歳以上)

#7119



こども
(15歳未満)

#8000

上記でつながらない場合 **050-5445-2856**

【お問合せ】 茨城県 保健医療部 医療局 医療政策課 ☎029-301-2689

国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入している皆さまへ

今年の12月2日に、現行の健康保険証は新たに発行されなくなり、マイナ保険証（健康保険証利用登録がされたマイナンバーカード）を基本とする仕組みに移行しました。マイナ保険証は、診療履歴に基づいたより良い医療が受けられるなどのメリットがあります。まだご利用でない方は、便利で安全な**マイナ保険証**への切り替えをご検討ください。

※現在お持ちの保険証は、有効期限までお使いいただけます。



切り替えがお済みでない方も、申請不要で交付される「**資格確認書**」で保険診療を受けられます。

※資格確認書は、マイナ保険証をお持ちでない方へ現在お持ちの保険証の有効期限が切れる前に交付する予定です。

○マイナ保険証をお持ちでない方 : 申請不要で、資格確認書を交付します。

○新たに後期高齢者医療制度に加入した方 : 申請不要で、資格確認書を交付します。※来年7月末まで

○マイナ保険証での受診が困難な方 : 申請いただくことで、資格確認書を交付します。
(ご高齢の方、障がいをお持ちの方)

【お問合せ】市民課 保険年金グループ ☎63-1111 内線123・129